

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

### ○ 制度対象者

利用者負担段階	対象者		預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	者を含む）が市民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超	500万円（1,500万円）以下

\* 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。  
（事業を実施していない社会福祉法人等もあります。）

- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

### 負担額一覧表（1日当たりの利用料）

利用者負担段階	食費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	多床室
第1段階	300円		880円	
第2段階	390円 (600円)	1,370円		1,370円
第3段階①	650円 (1,000円)			
第3段階②	1,360円 (1,300円)			

\* 短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額。